

# 8月の相談

☐開催日 ☑時間 ☒場所 ☓予約受付 ☑問い合わせ先

## 弁護士による法律相談（要予約） 6日休、20日休 中止になる場合があります。

☑ 13:30～16:30 ☒ 市役所1階 相談室  
☓ 1カ月前から ☑ 市民生活課 ☎ 22-1116  
※内容により、お受けできない場合があります。

## 行政相談委員による行政相談 当分の間中止します。

☑ 市民生活課 ☎ 22-1116

## 司法書士による法律相談（要予約） 28日(金) 中止になる場合があります。

☑ 14:00～16:00 ☒ ひまわり会館  
☑ 徳島県司法書士会 ☎ 088-657-7191 (相談予約電話)  
※1人30分まで。

## 消費生活相談（来所時は要電話） 平日開館

☑ 9:30～16:30 ☒ 社会福祉会館3階(阿南駅南隣)  
☑ 消費生活センター ☎ 24-3251

## 人権相談 19日(水)

☑ 13:30～16:00 ☒ ひまわり会館  
☑ 人権・男女参画課 ☎ 22-3094

## 女性のための生き方なんでも相談（要予約）

☐ 11・18・25日 ☑ 13:00～17:00  
☐ 7・21・28日 ☑ 13:00～16:00  
☒ ひまわり会館1階 ☓ 随時  
☑ 男女共同参画室相談予約電話 ☎ 22-0361

## 年金相談（要予約） 今月の相談日はありません。

☑ 9:30～15:30 ☒ 市商工業振興センター  
☓ 1カ月前から電話による完全予約制  
☑ 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511  
※9月の相談日は3日休です。

## 心配ごと相談 3日(月)、17日(月)、24日(月)、31日(月)

☑ 10:00～15:00 ☒ ひまわり会館1階  
☑ 社会福祉協議会 ☎ 23-7288

## 空き家・空土地有効活用相談会 今月の相談日はありません。

☑ 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部 ☎ 23-7408  
または住宅課 ☎ 22-3431

## 中小企業の経営相談会（要予約） 20日(木)

☑ 9:00～17:00 ☒ 市役所2階 207 会議室  
☓ 前日までに徳島県よろず支援拠点へ  
☑ 徳島県よろず支援拠点 ☎ 088-676-4625  
または商工観光労政課 ☎ 22-3290

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の情報が変更となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 8月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。

### ●休日昼間 9:00～17:00

日	医療機関名	所在地	問い合わせ
2日	殿谷整形外科医院	津乃峰町	☎ 27-3334
9日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
10日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
16日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
23日	宮本病院	羽ノ浦町	☎ 44-4343
30日	幸田耳鼻咽喉科医院	富岡町	☎ 24-3387

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。  
当日変更する場合があります。

### ●夜間(毎日)の当番 18:00～22:00 (日曜祝日は17:00～)

当番医療機関の問い合わせは  
阿南市消防本部 ☎ 22-1120  
音声案内 ☎ 22-9999まで

または阿南市医師会ホームページをご覧ください。

※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

### ●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」にてご確認ください。

## 防災行政無線の自動電話応答サービス ☎ 28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することができます。

## 8月の市税

- 市県民税（第2期）
- 国民健康保険税（第3期）  
納期限は、8月31日(月)です。納め忘れのないようにしましょう。

### 8月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けています。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に対応しています。

**延長窓口 19日(水) 17:15～19:15**

正面玄関からお越しください。

**日曜窓口 30日(日) 8:30～17:00**

東玄関からお越しください。

**問い合わせ 税務課納税係 ☎ 22-1792**

## 8月の平日延長窓口

**5日(水)、19日(水) 17:15～18:15**

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、身分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市・県民税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付  
(※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていません。)

**問い合わせ 市民生活課 ☎ 22-1116**

## 公共下水道受益者負担金

- 納期限 ●全納期一括(8月31日(月))
- 1年一括(8月31日(月))
- 分割納付の第1期(8月31日(月))

**問い合わせ 下水道課 ☎ 22-1796**